

# 不正軽油の使用をなくしましょう

灯油などを不正に混ぜた軽油（不正軽油）の製造・販売・使用は悪質な脱税行為で、環境や健康にも悪影響を与えます。

不正軽油の流通や消費を防止するために、皆様の御協力をお願いします。

## 不正軽油は何でいけないの？

### ○軽油引取税の脱税

不正軽油は「犯罪」です。軽油引取税を脱税すると、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金が科されます。

### ○公正な価格競争を阻害

安価な不正軽油が販売されることで公正な価格競争が阻害されてしまいます。

### ○自動車への悪影響

粗悪な不正軽油を使用することで、エンジンの不具合・損傷につながります。

### ○大気汚染と環境汚染

不正軽油の排気ガスの黒煙・硫黄は地球の大気に悪影響です。また、不正軽油を製造する時の副産物で有害な「硫酸ピッチ」が不法投棄されています。

## 不正軽油撲滅のための抜取調査にご協力を！

軽油の性状確認のため、県では燃料タンクや貯蔵施設から軽油を抜き取り、分析を行っています。お忙しい中、誠に恐縮ですがご協力をお願いします。

皆さんが使用している軽油には、1リットルにつき32円10銭の軽油引取税が課税されており、長野県の重要な財源です。

購入した軽油に不審な点がある場合や、重油や灯油を自動車の燃料に使用するなどの違反行為を見かけたときは、**不正軽油ホットライン**又は県税事務所へご連絡をお願いいたします。

## 不正軽油ホットライン

○フリーダイヤル 0120-940-050 平日9時～17時（県内のみ 携帯電話・PHS可）

○ファックス 026-235-7497 ○Eメール [zeimu@pref.nagano.lg.jp](mailto:zeimu@pref.nagano.lg.jp)

## 軽油引取税に関するお問い合わせ先

### ○県税事務所

総 合：026-234-9508 東 信：0267-63-3139

南 信：0265-76-6807 中 信：0263-40-1909

○県庁 税務課 026-235-7049

# ストップ!! 不正軽油

 **不正軽油は買わない！使わない！作らない！** 

## ○不正軽油は買わない！

不正軽油製造販売業者は安い価格で売り込みに来ます。  
不正軽油であることを知りながら購入した者は、不正軽油等譲受罪に該当します。

## ○不正軽油は使わない！

不正軽油の使用は、脱税行為であるとともに、環境や自動車のエンジンにも悪い影響を与えます。

## ○不正軽油は作らない！

承認を受けずに、軽油に灯油や重油を混ぜたり、灯油・重油等を混ぜて軽油を作  
ることは製造承認義務違反になります。

 **不正軽油に関する情報をお寄せください** 

- ・ 自動車に灯油を給油している
- ・ 購入先を変えたらエンジンの具合が悪い
- ・ 購入した軽油の色や臭いがおかしい など

## 不正軽油ホットライン

○フリーダイヤル 0120-940-050 平日 9時～17時

(県内のみ 携帯電話・PHS 可)

○ファックス 026-235-7497 ○Eメール [zeimu@pref.nagano.lg.jp](mailto:zeimu@pref.nagano.lg.jp)

## 軽油引取税に関するお問合せ先

県税事務所	電話番号	県税事務所	電話番号
総合県税事務所	026-234-9508	東信県税事務所	0267-63-3139
南信県税事務所	0265-76-6807	中信県税事務所	0263-40-1909
県庁税務課	026-235-7049		